

## 1. 被災者の住まいの確保等に関する枠組み



## 被災者の住まいの確保等に関する枠組み

### ◆ 概要 ◆

被災者の住まいについて、現行制度においては、災害発生後、自宅が全壊した被災者は、避難所等における避難生活を経て、仮住まいとして既存公営住宅等の空室や応急仮設住宅に一時的に入居し、その後、個々の被災者において、自宅の再建・購入、民間賃貸住宅、災害公営住宅等への入居等により必要な住宅を確保することとなる。

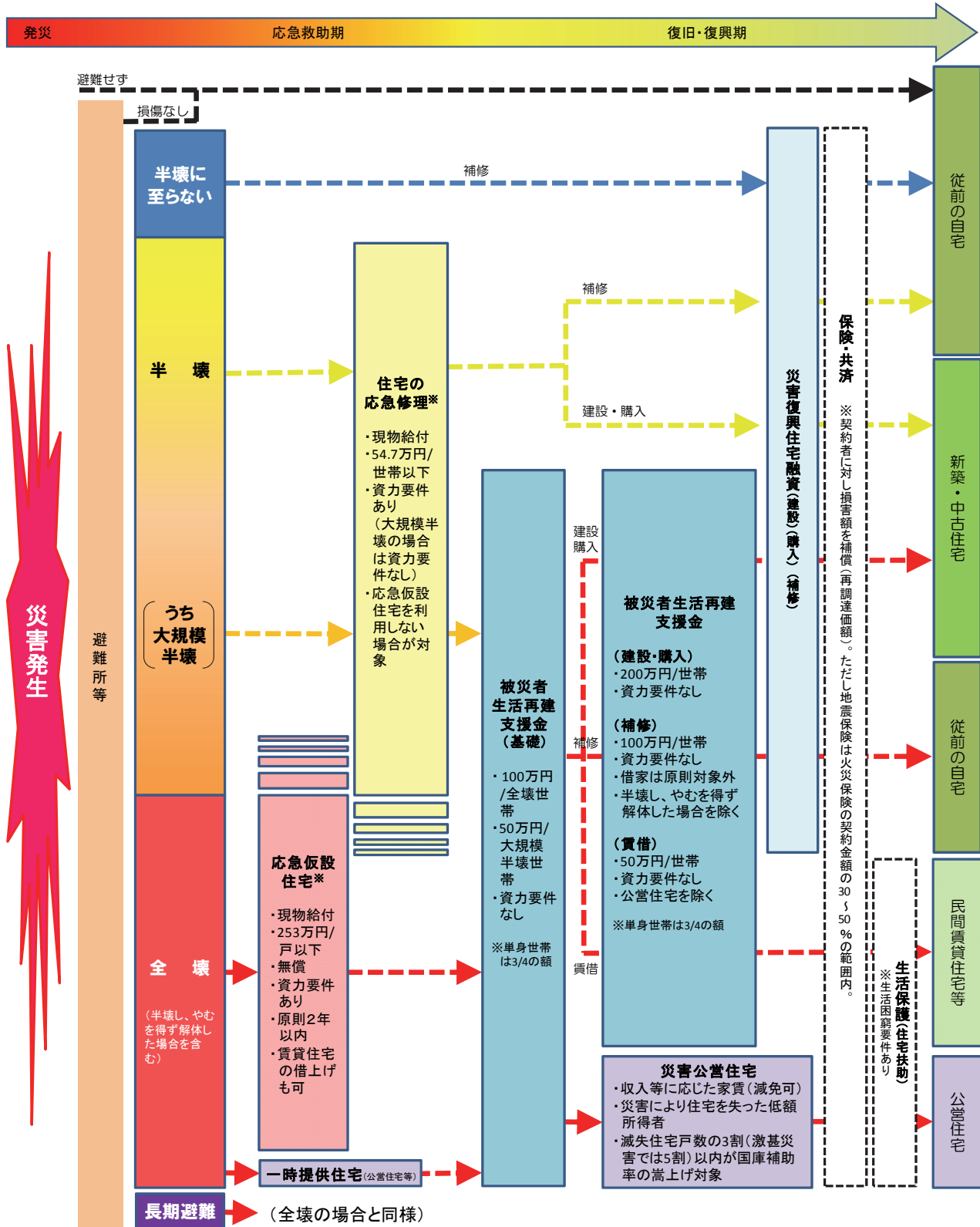
また、自宅が半壊した被災者については、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用することにより、応急仮設住宅へ入居せずに自宅を補修して住み続けたり、さらに、避難所から二次避難所としての旅館・ホテルを経由して自宅を再建したり、新たに購入して住まいを確保するなど、住家被害の程度や被災者の状況に応じて様々な住まいの確保の仕方がある。

応急仮設住宅は、住宅を再建できるまでの応急的・一時的住まいであり、被災者が一日も早く普通の生活に戻ることができるよう、より早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施することが望ましい。

※応急仮設住宅には、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急建設住宅」と、民間賃貸住宅等を借り上げて供与する「応急借上げ住宅」がある。

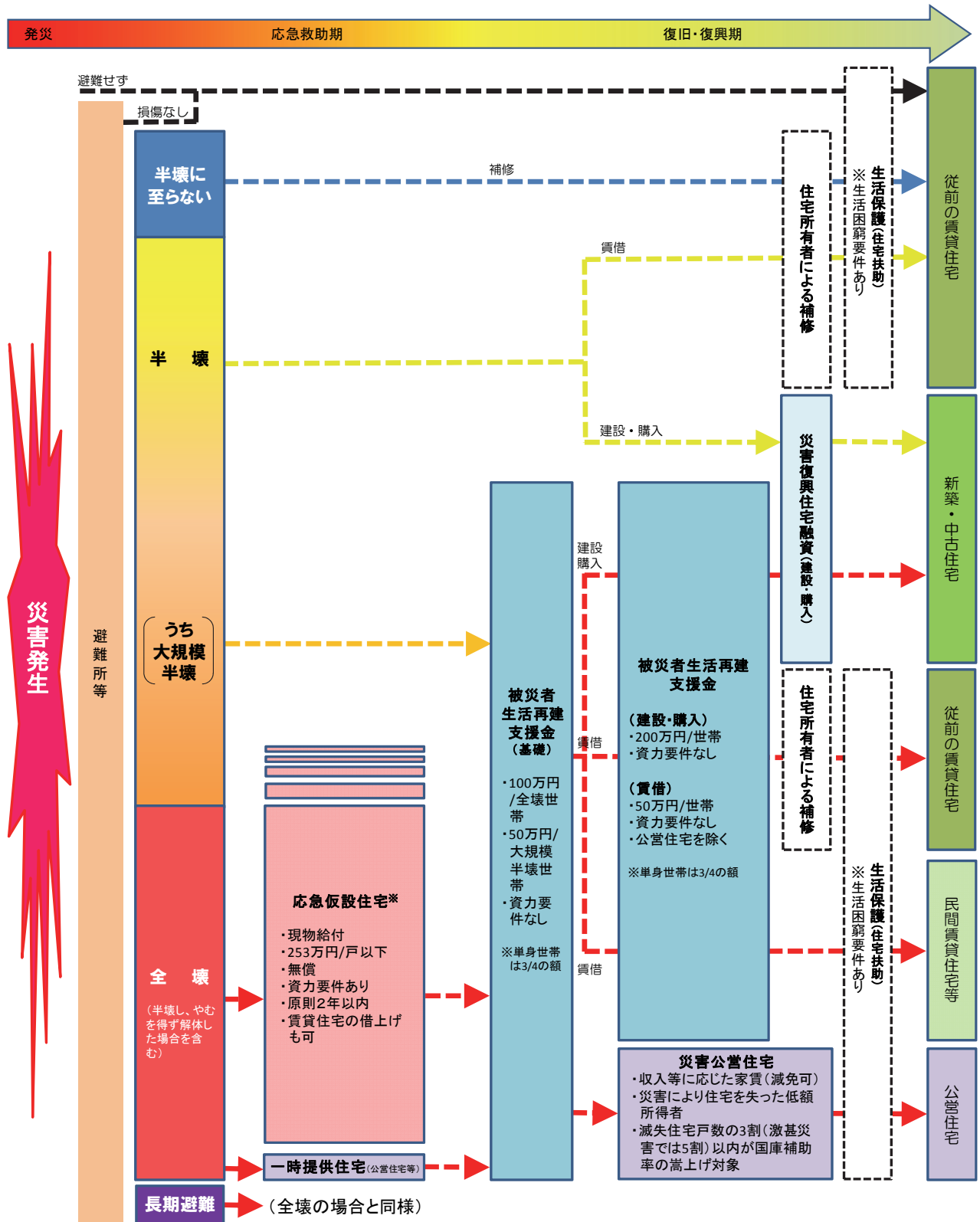
◆ 被災から恒久的な住宅確保までの流れ ◆

○ 被災から恒久的な住宅確保までの流れ（持家世帯）



出典：内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ  
『被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理』平成26年8月  
(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/index.html>)

○ 被災から恒久的な住宅確保までの流れ（賃借人世帯）



※救助の適切な実施に必要な場合は、特別基準を定めることも可

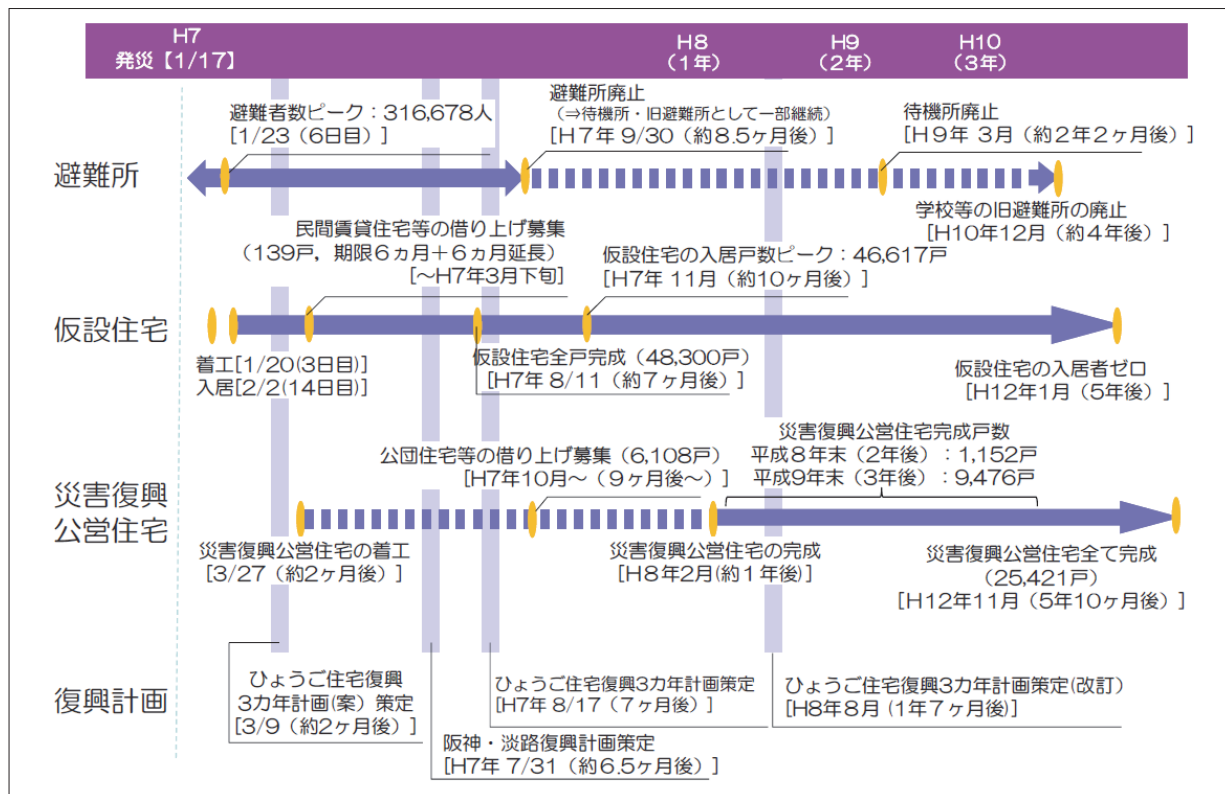
出典：内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ 『被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理』平成26年8月 (<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaihashien2/wg/index.html>)

【参考：過去の大規模災害における復興プロセス】

○ 阪神・淡路大震災（平成7年）

阪神・淡路大震災（平成7年）では、全壊 104,906 棟、全焼 6,148 棟、半焼 144,272 棟、半壊 69 棟の被害があり、46,617 戸の応急建設住宅が建設され、公営住宅や民間賃貸住宅等も含め 48,544 戸が供与された。

応急建設住宅は震災発生から約7ヶ月後に全戸完成し、震災から5年後に全ての仮設住宅が解消された。災害公営住宅は震災発生から約2ヵ月後に着工し、震災から5年10ヵ月後に25,421戸の災害公営住宅が全て完成した。



出典：国土交通省住宅局住宅生産課『東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会 資料2』平成23年10月  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000294.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000294.html)

○ 新潟県中越地震（平成16年）

新潟県中越地震（平成16年）では、全壊 3,175 棟、大規模半壊 2,167 棟、半壊 11,643 棟の被害があり、3,634 戸（建設：3,460 戸、借上げ：174 戸）の応急仮設住宅が供与された。また、県営住宅等の一時提供住宅は 190 戸提供された。

応急建設住宅は震災発生から約2ヶ月後に全戸完成し、震災から3年2ヶ月後に全ての仮設住宅が解消された。災害公営住宅は震災発生から約9ヵ月後に着工し、震災から3年後に336戸の災害公営住宅が全て完成した。